○国土交通省告示第八百四十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十六年六月三十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十六年八月十四日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ―2006	一酸化炭素等発散防止装置　ＧＣＴ　ＹＤＮ―ＺＤ30―１Ａ	吸入負圧：6.0kPa　排気圧力：38.0kPa	グローバルコンポーネントテクノロジー株式会社　東京都品川区南大井六丁目22番７号
㊞ＧＳ―2007	一酸化炭素等発散防止装置　ＧＣＴ　ＹＤＭ―ＺＤ30―１Ａ	吸入負圧：6.0kPa　排気圧力：28.0kPa	〃

○国土交通省告示第八百四十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十六年六月三十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十六年八月十四日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ―1110	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｄ04ＣＪ―ＸＤＮ３ＴＡＡＣ３	吸入負圧：3.5kPa　排気圧力：11.0kPa、吸入負圧：3.5kPa　排気圧力：15.0kPa、吸入負圧：3.5kPa　排気圧力：24.0kPa、吸入負圧：3.5kPa　排気圧力：25.0kPa、吸入負圧：3.5kPa　排気圧力：31.0kPa	三菱重工業株式会社　東京都港区港南二丁目16番５号

○国土交通省告示第八百四十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十六年六月三十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十六年八月十四日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ―2005	一酸化炭素等発散防止装置　ＵマツＳＡＡ６Ｄ125Ｅ―７―Ａ	吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：16.9kPa、吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：18.9kPa、吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：23.6kPa、吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：26.5kPa	株式会社小松製作所　東京都港区赤坂二丁目３番６号

○国土交通省告示第八百四十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十六年七月七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十六年八月十四日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ―2627	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＣＢＦ―１　トヨタ　ＣＢＦ―ＧＲ―ＦＥ１	トヨタ　ＣＢＦ―ＧＲＪ　76Ｋ、トヨタ　ＣＢＦ―ＧＲＪ79Ｋ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第八百四十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十六年七月十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十六年八月十四日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43―７Ｒ―020007	車幅灯　ＫＯＩＴＯ　100―69008	無し	株式会社小糸製作所　東京都港区高輪４丁目８番３号
Ｅ43―６Ｒ―010007	方向指示器　ＫＯＩＴＯ　100―69008	〃	〃
Ｅ43―112Ｒ―010007	前照灯　ＫＯＩＴＯ　100―69008	〃	〃

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第７５５号

神戸市垂水区多聞台２丁目12番11号
債務者　山下　智子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　頼富　隆光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９５３号

神戸市垂水区青山台１丁目２―14　坪井昇方、住民票上の住所神戸市中央区二宮町１丁目１番315号
債務者　中野　惇一
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久米　知之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９５４号

神戸市灘区下河原通４丁目４―19―301　下山幸治方、住民票上の住所神戸市中央区琴ノ緒町１丁目１番315号
債務者　中野　和也
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久米　知之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部